

日本
活板
興會
由

長
混
直
足
數

日本語教授者懇話會

東京都神田區三崎町一丁目二番地
(日本語教育振興會内)
電話 神田(25) 一六二八番

冠省 來る十一月三十日（金曜日）午
後三時から日本語教授者懇話會第一回
總會を東京都神田區三崎町一丁目二番
地財團法人日本語教育振興會會館で開
きたいと存じます御多用中とは存じま
すが萬障御繰合せ御出席下さいませや
う御案内申上げます

昭和二十年十一月十日

日本語教授者懇話會

長 沢 直 兄 殿

二伸 御出席の有無折返し御回答下さいませ

日本語教授者懇話會會則

- 第一條 本會ハ日本語教授者懇話會ト稱ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京都神田區三崎町一丁目二番地財團法人日本語教育振興會内ニ置ク
- 第三條 本會ハ會員相互ノ親睦向上ヲ圖ルト共ニ日本語教授ノ進歩發展ニ寄與スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
- 一 會員相互ノ連絡
 - 二 日本語教授ニ關スル研究調査ノ發表
 - 三 日本語教授資料ノ蒐集及作製
 - 四 日本語教授ニ關スル諸般ノ會合
 - 五 其他委員會ニテ必要ト認メタル事項
- 第五條 本會ノ會員ハ日本語教授者及日本語教授ニ關心ヲ有スル者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛同シタル者トス
- 第六條 入會又ハ退會セントスル者ハ其旨委員長ニ申出ヅベシ
- 第七條 會員ハ會費トシテ毎年一定ノ金額ヲ納ムルモノトス
- 但當分ノ間之ヲ徵集セズ
- 第八條 本會ニ委員十二名及幹事若干名ヲ置ク
- 第九條 委員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス
- 委員ハ委員會ヲ組織ス
- 第十條 委員ハ互選ヲ以テ委員長一名ヲ定ム
- 第十一條 委員長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス
- 第十二條 委員會ハ委員長之ヲ招集シ重要ナル會務ヲ審議ス
- 第十三條 幹事ハ會員中ヨリ委員長之ヲ指名シ委員長ノ命ヲ受ケテ會務ニ從事ス
- 第十四條 委員及幹事ノ任期ハ二年トス
- 但重任ヲ妨ケズ
- 第十五條 本會ノ經費ハ會費寄附金其他ノ諸收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十六條 本會則ハ委員三分ノ二以上ノ同意ナキトキハ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

十一月五日

東京三三三